

# 別冊 1

## 議案第137号 仲裁の申請について（別冊資料）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 調停案の概要とそれに対する県の考え方について・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| (2) 地盤変状とウェルポイントの稼働における時間的相関関係について・・・・ | 2 |
| (3) 敷地周辺における断面図等について・・・・・・・・・・・・       | 3 |

平成26年6月20日  
総務部

## 調停案の概要とそれに対する県の考え方について

### 1 調停案の概要

紛争審査会から示された調停案は次のとおりです。

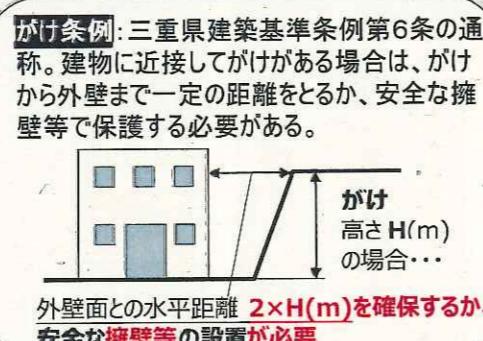
- ① 損害額の認定……建築 JV の損害額は全額認めるが、県の損害額は 5 割とする。
- ② 負担(過失)割合…建築 JV と県の負担又は過失割合を 3 対 7 とする。

### 2 調停案の根拠とそれに対する県の考え方

調停委員が口頭で述べた調停案と、それに対する県の考え方は次のとおりです。

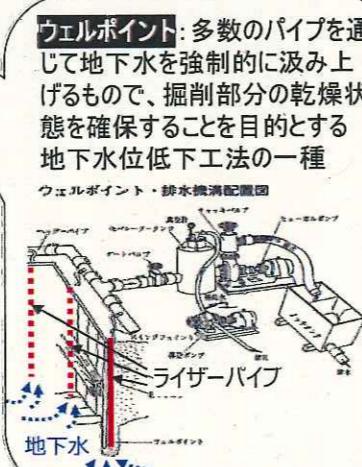
#### ① 県の損害額を5割減とされた理由

- A 被害家屋に対しては、移転補償ではなく改修・補修により対応することが相当。
- B がけ条例への抵触が回避された。
- C 被害家屋の対応に関して、申請人と協議を行っていない。



#### ② 3負担7とされた割合を

- A 県は、ウェルポイント（地下水位低下工法）と隣地変状の因果関係の立証責任があるが、十分に尽くされていない。  
(因果関係は認められない。)
- B 県は、建築 JV がウェルポイントを稼働させるために必要な情報（地質調査結果）を提供している。（建築 JV のウェルポイント選定を支持し、協力している。）
- C 県は、建築の専門職員を抱え、専門的知識のある行政主体であり、ウェルポイントの施工計画書も承認している。
- D 建築 JV は、ウェルポイント稼働時の周辺観察等、善管注意義務を怠っている。



		建築 JV	県
(互いに請求している)損害賠償額	① 請求額の査定 『査定後の金額』 負担(過失)割合 『損害認定額』	1億 2,427万 8,000円 ↓全額認定 ③=①X② ④ ⑤=③X④	3億 6,060万 5,804円 ↓5割認定 1億 8,030万 2,902円 3割(金額的には7割) 8,699万 4,600円
差引	建築 JV の⑤-県の⑤		5,409万 870円 県が建築 JV に 3,290万 3,730円の支払

#### 【県の考え方（反論）】 調停案では5割（約1億8,000万円）の査定減とされたが…

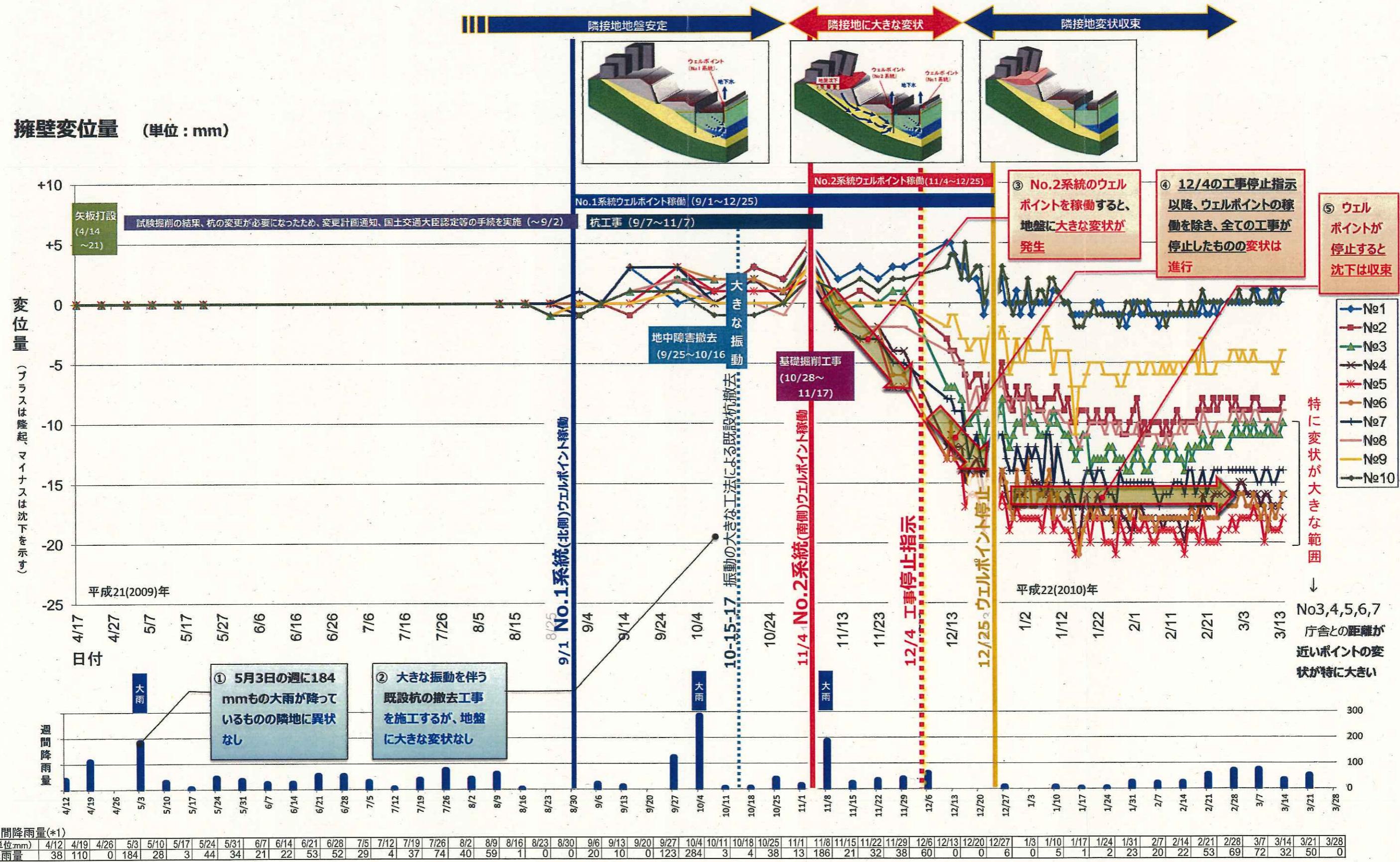
- A 地盤の補修・沈下修正には多額の費用を要すること、その後の維持費用が発生すること等を考慮した結果、移転補償の方がより適切な選択であると判断した。
- B がけ条例に抵触することが判明したのは、地盤変状の発生後であり、もともと条例回避のために隣接地を買収したものではない。また、抵触していたのは一部であり、配置計画等で容易に回避できた。
- C 本来建築 JV が変状住宅の住民対応を行うべきだったが、建築 JV が協議に応じなかつたため、緊急性に鑑み、やむを得ず県が代行し、原因が判明後対応を検討する形となったもので、県側に過失はない。

#### 【県の考え方（反論）】 調停案では建築 JV : 県 = 3 : 7 とされたが…

- A 建築 JV が任意仮設として、ウェルポイント工法を選定・施工したが、時間的な相関性が高いことなどから、ウェルポイントが地盤変状の主因であることは、県の調査チームの調査結果において結論づけているだけでなく、複数の学識経験者にも認められた。また、調停案提示後、新たに別の複数（4人）の学識経験者からも同様の意見を聴いている。
- B 仮設計画、土工事の計画等において地質調査結果は必要であることから県は情報を提供したものであり、ウェルポイントの選定を目的として提供したものではない。
- C ウェルポイントは任意仮設であり、国土交通省監修の建築工事監理指針等によると、仮に施工計画書に監督員が押印等を行ったとしても、承認ではなく、単に提出を受けたのみの扱いである旨、明記されている。また、発注者が建築職員を抱え、専門的知識があるというだけで、発注者と受注者の責任割合が変動したり、受注者の施工責任を発注者に転嫁できるという考え方は適当ではない。  
(例えば) 仮に、その考え方へ従うとすると、専門職員を多く抱える団体が工事を発注した場合、受注者の施工リスクは軽減されることとなるが、工事金額には影響しないため、受注者に一方的に有利になる。
- D 地下水汲み上げの影響の大きさは、各種文献で警告されているなど、十分な注意を要するにもかかわらず、県の工事停止指示後も約20日間ポンプの稼働を止めず被害を拡大させたことから、建築 JV が善管注意義務を怠ったことは明らかであり、より大きな過失を認められるべきである。

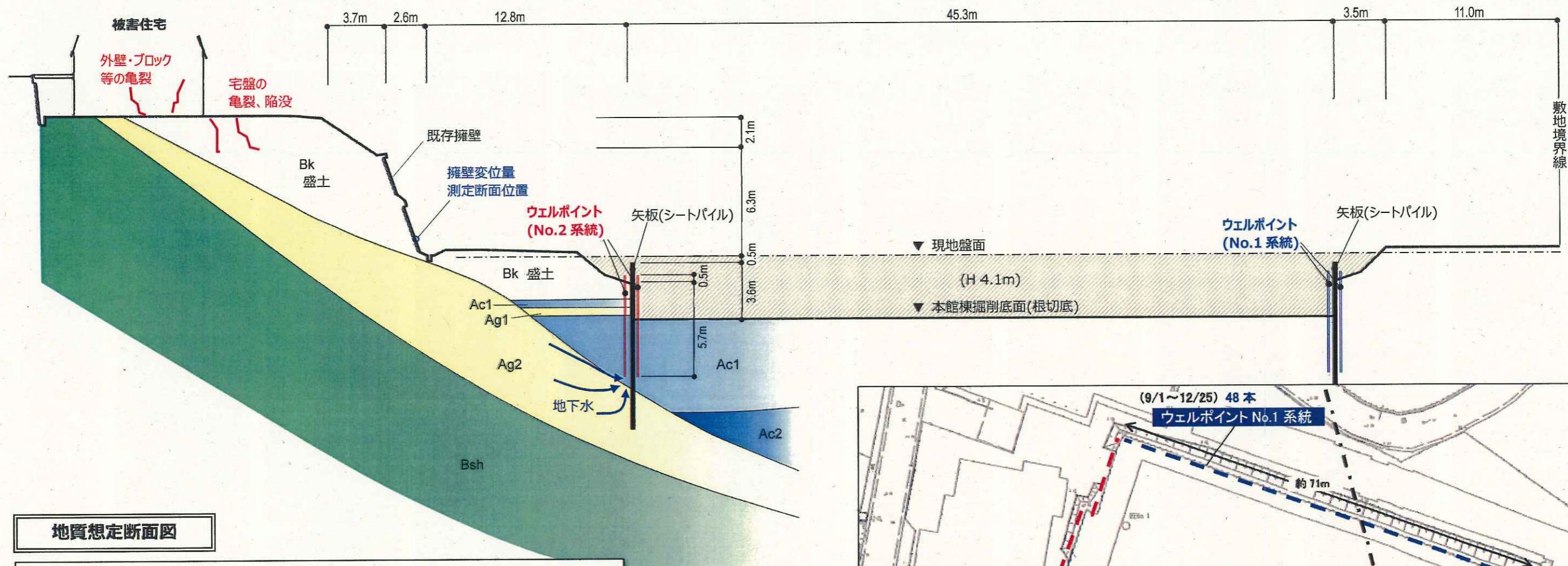
これらのことから、県は、調停案を受け入れられない

## 地盤変状とウェルポイントの稼働における時間的相関関係について



(\*1) 乙第161号証に記載の降雨量を1週間単位に加工したもの

## 敷地周辺における断面図等について



【凡例】

地層記号		土質	柱状図の主な記載土質	
(A)	c	(clay)	粘(性)土	Ac1 砂混じりシルト Ac2 シルト
	g	(gravel)	礫	Ag1 砂礫 Ag2 シルト質砂礫
(B)	sh	(shist)	片岩	Bsh 風化岩 黒色片岩

